

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月16日

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

千葉市教育委員会規則第10号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

博物館の登録に関する規則（平成27年千葉市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第16条」を「博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第22条」に改める。

第2条を次のように改める。

（登録申請）

第2条 法第12条第1項の規定による申請は、博物館登録申請書（様式第1号）によるものとする。

第3条を削る。

第4条の見出しを「（実地調査）」に改め、同条中「委員会」を「千葉市教育委員会」に、「法第12条」を「法第13条第1項」に、「登録要件」を「登録」に、「又は法第14条第1項」を「、法第18条第1項の規定による勧告、同条第2項の規定による命令又は法第19条第1項」に改め、同条を第3条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（博物館登録原簿）

第4条 法第14条第1項の規定により、千葉市教育委員会に備える博物館登録原簿は、様式第2号のとおりとする。

第5条を削る。

第6条の見出しを「（登録事項変更の届出）」に改め、同条中「法第13条」を「法第15条」に、「博物館登録事項等変更届書（様式第5号）」を「博物館登録事項変更届書（様式第3号）」に改め、同条を第5条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（定期報告）

第6条 法第16条による報告は、定期報告書（様式第4号）によるものとする。

第7条中「法第15条第1項」を「法第20条第1項」に、「様式第6号」を「様式第5号」に改める。

第8条を次のように改める。

(公表)

第8条 法第14条第2項、法第15条第2項、法第19条第3項又は法第20条第2項の規定による公表は、公示及びインターネットの利用より行うものとする。

第8条の次に次の1条を加える。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

別記様式第1号から様式第5号を次のように改める。

様式第1号

博物館登録申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市教育委員会

申請者の住所

(団体にあたっては、主たる事務所の所在地)

申請者の氏名

(団体にあたっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名)

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス

@

次の博物館について登録を受けたいので、博物館法第12条の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 設置者の名称
- 2 設置者の住所
- 3 博物館の名称
- 4 博物館の所在地

様式第2号

博物館登録原簿

事 項	登 録		登 録 変 更	登 録 変 更
	年 月 日		年 月 日	年 月 日
	記 号 番			
設 置 者 の 名 称				
設 置 者 の 住 所				
博 物 館 の 名 称				
博 物 館 の 所 在 地				
備 考				

様式第3号

博物館登録事項変更届

年 月 日

(あて先) 千葉市教育委員会

届出者の住所

(団体にあたっては、主たる事務所の所在地)

届出者の氏名

(団体にあたっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名)

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス

@

博物館登録(添付書類記載)事項について、次のような変更があったので、博物館法第15条第1項の規定により届け出ます。

- 1 設置者の名称
- 2 設置者の住所
- 3 博物館の名称
- 4 博物館の所在地
- 5 登録記号番号
- 6 変更事項
- 7 変更年月日
- 8 変更の理由

様式第4号

定期報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市教育委員会

届出者の住所

(団体にあたっては、主たる事務所の所在地)

届出者の氏名

(団体にあたっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名)

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス

@

博物館法第16条の規定により、次のとおり報告します。

1 施設名

2 対象期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 報告事項

(1) 博物館の設置者の名称の及び住所の変更の有無 有・無

(2) 博物館の名称及び所在地の変更の有無 有・無

(3) 学芸員の人数 (年 月 日現在) 人

(4) 博物館資料の数 (年 月 日現在) 点

(5) 年間の開館日数 日

(6) 博物館の事業の用に供する土地及び建物に関する変更の有無 有・無

(7) 活動実績

様式第5号

博物館廃止届

年 月 日

(あて先) 千葉市教育委員会

届出者の住所

(団体にあたっては、主たる事務所の所在地)

届出者の氏名

(団体にあたっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名)

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス

@

次のとおり博物館を廃止したので、博物館法第20条第1項の規定により届け出ます。

- 1 設置者の名称
- 2 設置者の住所
- 3 博物館の名称
- 4 博物館の所在地
- 5 登録記号番号
- 6 廃止の年月日
- 7 廃止の理由

別記様式第 6 号を削る。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。